

第二十二回国会内閣委員会議 録 第十三号

令和二年五月二十二日(金曜日) 午前九時二十四分開議

出席委員

委員長 松本 文明君
理事 井上 信治君
理事 長坂 康正君
理事 宮内 秀樹君
理事 大島 敦君
理事 安藤 裕君
理事 池田 住隆君
理事 岡下 昌平君
理事 神田 憲次君
理事 高村 正大君
理事 高木 啓君
理事 長尾 敬君
理事 西田 昭二君
理事 平井 卓也君
理事 本田 太郎君
理事 宮路 拓馬君
理事 浅野 哲君
理事 大河原雅子君
理事 源馬謙太郎君
理事 森田 俊和君
理事 吉田 統彦君
理事 江田 康幸君
理事 塩川 鉄也君

閣 芳弘君
牧島かれん君
今井 雅人君
太田 昌孝君
池田 道孝君
大西 宏幸君
金子 俊平君
小寺 裕雄君
杉田 水脈君
中曾根康隆君
丹羽 秀樹君
根本 幸典君
藤原 崇君
三谷 英弘君
村井 英樹君
泉 健太君
神谷 裕君
中島 克仁君
柚木 道義君
早稲田夕季君
佐藤 茂樹君
浦野 靖人君

衛藤 晟一君
西村 明宏君
義家 弘介君
神田 憲次君
藤原 崇君
井上 貴博君
向井 治紀君

内閣官房内閣審議官
内閣官房副長官
法務副大臣
内閣府大臣政務官
内閣府大臣政務官
財務大臣政務官
政府参考人
(内閣官房内閣審議官)

政府参考人
(内閣官房内閣審議官) 三角 育生君
政府参考人 安居 徹君
(内閣官房内閣審議官) 堀江 宏之君
(内閣官房内閣審議官) 合田 秀樹君
(人事院事務総局職員福祉局長) 池永 肇恵君
(内閣府男女共同参画局長) 池田 佳隆君
政府参考人 其田 真理君
(個人情報保護委員会事務局局長) 高田 潔君
(消費者庁次長) 佐藤啓太郎君
(総務省大臣官房審議官) 高原 剛君
(総務省自治行政局長) 保坂 和人君
(法務省大臣官房審議官) 渡邊 政嘉君
(中小企業庁経営支援部長) 笠井 真一君
内閣委員会専門員

委員の異動
五月二十二日
辞任
池田 佳隆君
大西 宏幸君
長尾 敬君
泉 健太君
中谷 一馬君
同日
補欠選任
池田 道孝君
宮路 拓馬君
中曾根康隆君
浅野 哲君
神谷 裕君

同日
補欠選任
池田 道孝君
宮路 拓馬君
中曾根康隆君
浅野 哲君
神谷 裕君

同日
補欠選任
池田 道孝君
宮路 拓馬君
中曾根康隆君
浅野 哲君
神谷 裕君

同日
補欠選任
池田 道孝君
宮路 拓馬君
中曾根康隆君
浅野 哲君
神谷 裕君

本日、会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
個人情報保護の保護に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)
本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官向井治紀君、内閣官房内閣審議官堀江宏之君、人事院事務総局職員福祉局長合田秀樹君、内閣府男女共同参画局長池永肇恵君、個人情報保護委員会事務局職員佐藤啓太郎君、消費者庁次長高田潔君、総務省大臣官房審議官佐藤啓太郎君、総務省自治行政局長高原剛君、法務省大臣官房審議官保坂和人君及び中小企業庁経営支援部長渡邊政嘉君の出席を求め、説明を聴取いたしました。
(異議なしと呼ぶ者あり)
○松本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官向井治紀君、内閣官房内閣審議官堀江宏之君、人事院事務総局職員福祉局長合田秀樹君、内閣府男女共同参画局長池永肇恵君、個人情報保護委員会事務局職員佐藤啓太郎君、消費者庁次長高田潔君、総務省大臣官房審議官佐藤啓太郎君、総務省自治行政局長高原剛君、法務省大臣官房審議官保坂和人君及び中小企業庁経営支援部長渡邊政嘉君の出席を求め、説明を聴取いたしました。
(異議なしと呼ぶ者あり)
○松本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官向井治紀君、内閣官房内閣審議官堀江宏之君、人事院事務総局職員福祉局長合田秀樹君、内閣府男女共同参画局長池永肇恵君、個人情報保護委員会事務局職員佐藤啓太郎君、消費者庁次長高田潔君、総務省大臣官房審議官佐藤啓太郎君、総務省自治行政局長高原剛君、法務省大臣官房審議官保坂和人君及び中小企業庁経営支援部長渡邊政嘉君の出席を求め、説明を聴取いたしました。
(異議なしと呼ぶ者あり)
○松本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官向井治紀君、内閣官房内閣審議官堀江宏之君、人事院事務総局職員福祉局長合田秀樹君、内閣府男女共同参画局長池永肇恵君、個人情報保護委員会事務局職員佐藤啓太郎君、消費者庁次長高田潔君、総務省大臣官房審議官佐藤啓太郎君、総務省自治行政局長高原剛君、法務省大臣官房審議官保坂和人君及び中小企業庁経営支援部長渡邊政嘉君の出席を求め、説明を聴取いたしました。
(異議なしと呼ぶ者あり)
○松本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○松本委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申出がありますので、順次これを許します。牧島かれんさん。
○牧島委員 おはようございます。自民党の牧島かれんです。
質問の機会をいただき、ありがとうございます。
まず、冒頭、新型コロナウィルス感染症でお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、現在療養中の皆様の一日も早い回復をお祈り申し上げます。
本日、衛藤大臣、お見えでございます。消費者庁の担当の大臣でもあられるということで、冒頭少し質問をさせていただきたいと思っております。
昨晚、緊急事態の状況、少しずつ解除していくということで、解除された地域も広がってまいりました。緊急事態宣言解除に当たって、私たち、気をつけておかなければならないこともあるんだらうというふうな思っております。
そうした点で、一点気になっておりましたことがございます。消費者庁の取組と関連するところがございます。御答弁は参考人の方で結構でございますが、給付金の詐欺ということが大きな問題になりつつあるかと思っております。
給付金を受取るに当たって、申請をする、そのときに、大事な情報であります銀行口座の情報とか、又は暗証番号というものを、詐欺に遭って、うっかり伝えてしまおうといったようなことがあつてはなりませんので、こうしたこと、消費者庁としての取組を、まず初めにお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。
○高田政府参考人 お答えいたします。
消費者庁では、新型コロナウィルスに便乗したさまざまな詐欺や悪質商法への注意喚起について、LINE公式アカウントや政府広報を活用し

○松本委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申出がありますので、順次これを許します。牧島かれんさん。
○牧島委員 おはようございます。自民党の牧島かれんです。
質問の機会をいただき、ありがとうございます。
まず、冒頭、新型コロナウィルス感染症でお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、現在療養中の皆様の一日も早い回復をお祈り申し上げます。
本日、衛藤大臣、お見えでございます。消費者庁の担当の大臣でもあられるということで、冒頭少し質問をさせていただきたいと思っております。
昨晚、緊急事態の状況、少しずつ解除していくということで、解除された地域も広がってまいりました。緊急事態宣言解除に当たって、私たち、気をつけておかなければならないこともあるんだらうというふうな思っております。
そうした点で、一点気になっておりましたことがございます。消費者庁の取組と関連するところがございます。御答弁は参考人の方で結構でございますが、給付金の詐欺ということが大きな問題になりつつあるかと思っております。
給付金を受取るに当たって、申請をする、そのときに、大事な情報であります銀行口座の情報とか、又は暗証番号というものを、詐欺に遭って、うっかり伝えてしまおうといったようなことがあつてはなりませんので、こうしたこと、消費者庁としての取組を、まず初めにお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。
○高田政府参考人 お答えいたします。
消費者庁では、新型コロナウィルスに便乗したさまざまな詐欺や悪質商法への注意喚起について、LINE公式アカウントや政府広報を活用し

○松本委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申出がありますので、順次これを許します。牧島かれんさん。
○牧島委員 おはようございます。自民党の牧島かれんです。
質問の機会をいただき、ありがとうございます。
まず、冒頭、新型コロナウィルス感染症でお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、現在療養中の皆様の一日も早い回復をお祈り申し上げます。
本日、衛藤大臣、お見えでございます。消費者庁の担当の大臣でもあられるということで、冒頭少し質問をさせていただきたいと思っております。
昨晚、緊急事態の状況、少しずつ解除していくということで、解除された地域も広がってまいりました。緊急事態宣言解除に当たって、私たち、気をつけておかなければならないこともあるんだらうというふうな思っております。
そうした点で、一点気になっておりましたことがございます。消費者庁の取組と関連するところがございます。御答弁は参考人の方で結構でございますが、給付金の詐欺ということが大きな問題になりつつあるかと思っております。
給付金を受取るに当たって、申請をする、そのときに、大事な情報であります銀行口座の情報とか、又は暗証番号というものを、詐欺に遭って、うっかり伝えてしまおうといったようなことがあつてはなりませんので、こうしたこと、消費者庁としての取組を、まず初めにお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。
○高田政府参考人 お答えいたします。
消費者庁では、新型コロナウィルスに便乗したさまざまな詐欺や悪質商法への注意喚起について、LINE公式アカウントや政府広報を活用し

○松本委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申出がありますので、順次これを許します。牧島かれんさん。
○牧島委員 おはようございます。自民党の牧島かれんです。
質問の機会をいただき、ありがとうございます。
まず、冒頭、新型コロナウィルス感染症でお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、現在療養中の皆様の一日も早い回復をお祈り申し上げます。
本日、衛藤大臣、お見えでございます。消費者庁の担当の大臣でもあられるということで、冒頭少し質問をさせていただきたいと思っております。
昨晚、緊急事態の状況、少しずつ解除していくということで、解除された地域も広がってまいりました。緊急事態宣言解除に当たって、私たち、気をつけておかなければならないこともあるんだらうというふうな思っております。
そうした点で、一点気になっておりましたことがございます。消費者庁の取組と関連するところがございます。御答弁は参考人の方で結構でございますが、給付金の詐欺ということが大きな問題になりつつあるかと思っております。
給付金を受取るに当たって、申請をする、そのときに、大事な情報であります銀行口座の情報とか、又は暗証番号というものを、詐欺に遭って、うっかり伝えてしまおうといったようなことがあつてはなりませんので、こうしたこと、消費者庁としての取組を、まず初めにお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。
○高田政府参考人 お答えいたします。
消費者庁では、新型コロナウィルスに便乗したさまざまな詐欺や悪質商法への注意喚起について、LINE公式アカウントや政府広報を活用し

具体的には、例えば、センシティブな要配慮個人情報情報の漏えい、それから不正アクセスによる漏えい、それから経済的な損失を伴うこととなるおそれのあるようなデータの漏えいといったもの。このほか、これらには該当しなくても、一定数以上の大規模な漏えいなどを報告の対象とすることを検討していきたいというふうに思います。

○太田(昌)委員 大変に、それ以上細かく規定することもなかなか難しいのかもしれませんが、そもそも、もうちょっと事例等々をわかりやすく、そして、企業の側においてもしつかりとそこに対して対策が打てるような、これは支援なども含めて、ぜひともよろしくお願いをしておきたいというふうに思います。

あと、域外適用についてもちょっと伺っておきたいというふうに思います。
グローバル化によって、個人情報情報が国境を越えて大量かつ頻繁にやりとりをされるようになったわけで、グローバルあるいはフェイスブックなど、いわゆるGAFＡと言われている、提供をされるサービス、私たちの日常生活にもこれは不可欠なものとなっております。

さまざま、今、なかなか地元に戻る機会がないんですけれども、例えば、帰りの新幹線に乗ったりすると、そこでもWiFiが機能されています。そこにつなげるためには、例えば今のフェイスブックを使うとかツイッターを使うとか、そこを押さなきゃと簡単にいけるものだから、楽でやっちゃったりするわけでございますけれども。そのように、ある意味でいけば、そうしたところに我々の情報というのもしつかりとこれは握られちゃつていくという実態にあるというふうなふうに思っています。

こうした外国事業者に対して日本の規律がしつかりと及ぶということが、消費者の安全のためにも、安心のためにも不可欠であろうというふうに思っています。
一方で、今回の個人情報保護法では、現行、外国事業者に対して、個人情報保護委員会は命令や

報告徴収等の強制的な権限を行使することができないことになっておりましたが、今後、どのような外国事業者があらわれるかも予測できない中で、イコールフットイングの観点からも、外国事業者に対して命令や報告徴収等を可能にすること、これは極めて重要であろうというふうに思います。

個人情報保護委員会による執行が実効力を伴うものとなるのかどうか、実態も含めて確認をしておきたいと思えます。
○其田政府参考人 お答え申し上げます。
今回の改正では、御紹介いただきましたとおり、外国事業者に対しては委員会からの報告徴収、命令ができるようになりまして、国内事業者とのイコールフットイングを図るものでござい

ます。
外国事業者が報告徴収や命令に違反した場合に罰則の適用もあり得ますけれども、日本の当局が外国で立入検査や取調べを行うことは、外国主権との関係でも困難な場合もござい

ます。そのような場合に備えまして、今回の改正におきましては、事業者が命令に違反した場合に委員会がその旨を公表できるということにしておりまして、公表によって命令の実効性を担保することとしております。
また、法律上、外国当局との執行協力もできることになっておりまして、こういったツールを使って監督の実効性を上げていきたいというふうに思っています。

これまで委員会では外国事業者に対する指導や監督も行ってきたりしまして、引き続きしっかりと実効的な監督に取り組んでいきたいというふうに思っています。
○太田(昌)委員 ともあれ、これは実効力が伴わないと何の価値もないわけですから、ぜひよろしくお願いたします。
最後に、先ほど牧島先生もお取り上げされておりました二千個問題について、ちょっと私の方からも確認をさせていただきたいと思えます。

この個人情報保護法は、民間事業者における個人情報の取扱いに関する規律を定めている一方で、国の行政機関における取扱いについては、別

の法律、行政機関等個人情報保護法で、また、都道府県、市区町村等の自治体における取扱いについては、それぞれの条例で規律をされており

ます。
これらの法律や条例では、個人情報の定義やその利用の手続などが異なっているために、データの流通の壁になっていくという課題について、これは多くの声がかかっているところでもござい

ます。いわゆる二千個問題ということであり

ます。
例えば、医療分野、独立行政法人の病院、県立病院、市立病院、あるいは個人病院でそれぞれ個人情報の取扱いのルールが異なるために、各病院のデータを連携が難しいという声も聞きます。
今、新型コロナウィルス感染症への対応のように、多様な主体が広域的にデータ連携をすることが重要性を増している状況の中で、こうした法律や条例のルールの統一が不可欠であろうというふうに思っています。
基本法である個人情報保護法を所管する個人情報保護委員会では、この問題の解決に向けて積極的に取り組むべきと思えますが、この御見解をお伺いしたいというふうに思っています。
○衛藤国務大臣 委員御指摘のとおり、民間部門、国の行政機関等、あるいは地方公共団体における個人情報の取扱いを規律する法令が別々になつていくことがデータ流通を阻害しているのではないかと、多くの指摘があることは承知いたしております。また、そういう意味では、今回のコソナの中で大きな反省も出てまいりました。部門を超えた横断的な法制のあり方等については、政府においても、個人情報保護委員会を含む省庁横断的なタスクフォースを設置して検討しているところであります。
こうした中で、この問題については、個人情報保護委員会に対する期待に応えて、積極的かつ主

体的に取り組んでいく必要があると思っております。できるだけ早く結論を急ぎたいというように思っております。
どうぞよろしくお願いたします。
○太田(昌)委員 大臣から、できるだけ早くという力強い御回答をいただきました。御期待を申し上げ、私の質問を終わります。
ありがとうございます。

○松本委員長 次に、浅野哲君。
○浅野委員 立国社の浅野哲でございます。本日は、よろしくお願いたします。
また、ほかの委員会との質疑の兼ね合いで、当初の予定から質疑順を入れかえさせていただきます。御理解をいただき、ありがとうございます。

まず冒頭、本日は、個人情報保護法改正に関する議論をさせていただきたいと思えますが、その前に一問だけ、国家公務員法に関する質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。
皆様御案内のとおり、国家公務員法については、先日、継続協議ということが決まりました。今回のこの国会では議論をしないということになりましたけれども、ここ数日、政府の方から立て続けに大きな方向転換の報道がされておりますので、その点、少し事実確認をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、発端となりましたのは、十九日、自民党の参院幹事長であります世耕議員が、この国家公務員法について、公務員だけ給料が下がらないまま定年延長されていくのかなど見直しを求めたというところから始まっておりますと承知しております。
これに対して、安倍総理は会見の中で、公務員全体の定年延長を含む制度改革に当たっては、国民の意見に耳を傾けることが不可欠だ、そして、この法案をつくったことと違い、社会的な状況は大変厳しい、そうしたことを含め、しつかりと検討していく必要があるというふうな御発言をされておりました。

この御発言を聞いて、私は、これは実効力が伴わないと何の価値もないわけですから、ぜひよろしくお願いたします。
最後に、先ほど牧島先生もお取り上げされておりました二千個問題について、ちょっと私の方からも確認をさせていただきたいと思えます。

ただ、この国家公務員法改正については、当初より、高齢期の職員の豊富な知識経験を最大限に活用するという理由で、これまで政府が強力に成立を推し進めてきた案件でありまして、どうも急な方向転換に見えてならないというふうに感じております。

そこで、きょうは、お忙しい中、内閣人事局の堀江統括官にもお越しをいただいておりますので、現時点での政府見解を伺いたいんです。

伺いたいのは、総理が言われているように、今の社会情勢の中で、国家公務員法改正に影響を与えるような情勢変化が起きているのか、そして、見直しのような発言も出ておりますが、現段階で、内閣官房として、国家公務員法の改正の必要性、どのように入念に認識をされているのか、お伺いしたいと思っております。

○堀江政府参考人 お答えいたします。

今般の国家公務員法等改正法案につきましては、今後、長期的に少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する我が国において、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらいつつ、複雑高度化する行政課題に的確に対応する必要があるという認識のもと、必要かつ重要な法案であると考えて、国会に提出させていただいております。

その上で、昨日、先ほど御指摘ございましたように、総理から、今、社会的に大変厳しい状況にあり、法案をつくったときは状況が違っているのではないかとこの意見があることも承知して、あるいは、そうしたことも含めてしっかりと検討していく必要があることなどについて発言があったと承知しております。

このようなことも踏まえた上で、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○浅野委員 ちよつと最後の部分は何となくやむやみにまとめられてしまったような感じがしたんですけれども、ちよつと私からの質問の最後の部分、この国家公務員法の改正の必要性に対してどういう認識を持っているのか。端的に言えば、必

要だと思っているか、見直しが必要だと思っているか、その点に関してもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○堀江政府参考人 大変恐縮です。

繰り返しになりますが、今般の国家公務員法改正につきましては、今後、長期的に少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する我が国において、高齢期の職員に最大限活躍していただくという観点から、必要かつ重要な法案であるというふうに考えて、提出させていただいております。

その上で、総理の御発言なども踏まえまして、しっかりと対応していきたいと考えております。

○浅野委員 済みません、事前の通告でしっかりと、私は、情勢変化に対する認識と、そして、その変化の認識を受けて必要性をどう考えているかというのを答えてほしいというのを丁寧な通告をさせていただきました。出したときに、そういう認識を持って出しました。そして、総理のきのうの発言を受けてしっかりと対応してまいりたいというの、それはわかるんですが、ただ、統括官の御見解として、情勢変化があると思われているのか、ないと思われているのか、そして、それを受けて必要性に変化が生じているのか、生じていないのか。

しっかりと論理的に質問していますから、論理的に答弁をいただきたいと思いますが、もう一度、これが最後になりますので、よろしくお願いたします。

○堀江政府参考人 大変恐縮でございます。先ほどから申し上げていますように、今回の法律案につきましては、必要かつ重要なものであると考えて、提出させていただいております。

その上で、総理から、今、社会的に大変厳しい状況にあり、法案をつくったときは状況が違っているのではないかとこの意見があるということも承知しているという御発言もあったところでござい

います。こういったことも踏まえまして、しっかりと対応してまいります。

○松本委員長 浅野さん、もう一回聞いてもらえますか。

○浅野委員 統括官がおっしゃっていることはわかりませんが、余りこれは最初に時間をとりたくないんですけれども、ただ、私が聞いているのは、踏まえて検討をしていくという、これから向けた意思ではなくて、この情勢変化をどう捉えているのか、それをどう踏まえ、その変化を踏まえて国家公務員法の改正が今なお必要だと思われているのか、いないのか。

先ほど、統括官の答弁の冒頭、提出をしているところをどう見ますかという答弁がございました。提出をしているというのであれば、今なおその思いが変わっていないという理解でいいんですか。よろしくお願いたします。

○堀江政府参考人 お答えいたします。今回の法案につきましては、複雑高度化する行政課題に的確に対応するというために必要かつ重要な法案であると考えて、提出させていただいております。

その上で、社会的に現在大変厳しい状況にあり、法案をつくったときは状況が違わんじやないかという御指摘があるということについて、十分承知しているところでございます。

そういったことも踏まえまして、対応してまいりたいと思っております。

○松本委員長 ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○松本委員長 速記を起してください。

浅野君、
○浅野委員 じゃ、ちよつと聞き方を変えますが、答弁を踏まえて、私の理解では、国家公務員法の改正はいまだに必要だと思つて、その上で、昨日の総理の発言等を踏まえて、情勢が厳しくなつてきていることも踏まえて、これからどういう改善点が必要なのかを検討していきたい、そういう理解でよろしいですか。つまり、まだ改正の必

要性があると思つているということでもよろしいですか。

○堀江政府参考人 今後、長期的に少子高齢化が進み、生産年齢人口が減っていくわけでございますので、今後、我が国において、豊富な知識経験を持つ高齢者の能力、技術を活用していくことが重要であろうということについては変わりがないというふうにお思つております。

その上で、総理の発言などを踏まえまして、しっかりと対応を検討してまいります。

○浅野委員 少し答弁が前進したかなと思つていますが、私が言いたいのは、やはり今の政府は、一億総活躍社会をつくるというのをずっと掲げているわけですよね。やはり社会のマクロな動向変化として、少子高齢化というのが進んでいる。そういった中で、短期的と言つていいのかわかりませんが、数カ月から一年、二年、数年程度の期間はこのコロナショックの影響が及ぶというのは、もちろん、我々全員が共有しているところだと思つていますが、この国家公務員制度改革というのは、それ以上の長いスパンでこの国のあり方というのを形成する基本的な法律でございます。

ですから、今、国家公務員は全国で約五十八万人、地方公務員は二百八十万人近くおまして、こういった方々の雇用や働き方に影響を与える重要な法案ですから、ぜひ皆さん、これから、そういったところも踏まえるのはそうなんですが、大きな、長期的な視点に立つて検討をしていただきたいというふうにお願いたします。

では、きょうのテーマである個人情報保護法の方向に移つていきたいと思つております。

堀江統括官は、ここで結構でございます。ありがとうございました。

○松本委員長 御苦労さまでした。どうぞ御退席ください。

○浅野委員 まず、大臣にお伺いをしたいと思います。今回の個人情報保護法が前回改正されたのは、平成二十七年の第百八十九回の国会でござい

た。このときは、消費者や事業者を取り巻く環境変化に対応して、消費者の個人情報の保護を図りながら、事業者による円滑なデータの利活用を促進させるような趣旨で改正がなされたわけでございます。

そこで、まず最初の質問は、そういった過去の改正を踏まえたこれまでの個人情報保護法制に対する評価、効果があった部分、そして新たに課題となってきた部分、その部分を端的にお答えいただけますか。

○衛藤国務大臣 平成二十七年改正においては、個人情報保護法が平成十五年に成立してから相当の期間が経過し、情報通信技術が進展したこと等を踏まえて、個人情報の適正な取扱いを図るべく、個人情報保護委員会を新設するとともに、利活用を推進するために匿名加工情報を新設し、不当な差別、偏見が生じないように、要配慮個人情報の規定を整備する等の措置が行われました。

○浅野委員 それによって、どういう課題があるかという部分について、もう少し答弁をいただきたいと思いますでしょうか。

○衛藤国務大臣 済みません、答弁が足りず。特に、事業者を一元的に監視、監督する体制として個人情報保護委員会が設置されたということは極めて大きい前進だということに思っております。また、この改正によって、個人情報保護委員会における監視、監督体制の確立等、当時の課題への対応ができたと思っております。

しかしながら、この三年間には、個人情報に対する意識の高まり、技術革新、グローバル化への対応といった目まぐるしい変化があったと考えられます。このため、こうした課題に対応する必要の改正事項を盛り込んだのが今回の改正案でございます。

○浅野委員 ありがとうございます。
今大臣も御答弁の中で触れていらしたとおり、やはり前回から今回までの期間の中で、特に、情報通信事業、サービスのグローバル、ワールドワイドなネットワーク化であったり、個人情報、

国内にとどまらず幅広く世界的に流通するような環境がより一層加速しているような印象を私も持っております。

次の質問なんですが、この個人情報保護法というのは、極めて情報通信技術の発展に影響を及ぼし得る法律だと私は思っております。

特に、私も経済産業委員会に所属しながら、こういった情報通信サービスの規制のあり方について議論していますと、やはり個人情報に対する保護がしっかりとされているか、していないか、これに對する国民の認識が非常にこのサービスの普及に影響を及ぼし得るんだというふうに思っています。

ですので、大臣に伺いたいのは、今後、どんな情報通信技術、サービスの発展というのを我が国も進めていかなければいけないんですが、この発展に向けて個人情報保護法制がどうあるべきなのか。

私の言い方で言えば、しっかりとデータを守る環境をつくれれば、国民の安心感が高まって、そういったサービスの利用がもっともっと広がる、そして、もっともっと事業、技術が発展する、そんなイメージを持っているので、ある種、厳格さ、そして、ある種の裁量性、こういったものがこれからの個人情報保護法制には必要だということに思っております。

この点について、大臣の御見解を伺えればと思っております。

○衛藤国務大臣 委員御指摘のとおりだということに思っております。基本的にはですね。情報通信技術の進展が国民生活の豊かさにつながるためには、個人情報の適切な取扱いと、これに基づく消費者の安心が極めて重要であります。今回の改正においては、具体的に、個人情報に関する本人の関与を強化するための、利用停止、消去等の個人の請求権の要件の緩和等を行うこととしております。

本法案は、保護と利活用の両面を強化するものであります。そしてまた、これは、情報通信技術

の進展とあわせまして、国民から直接いろいろな形で意見もお聞きしながら、その双方をどういふぐあいにしていまうか両立させていくかということが極めて重要であるということ、我々は認識しております。

そういう意味におきまして、個人情報の有用性にも配慮しつつ、個人の権利利益をしっかりと保護してまいらなければいけないというぐあいに考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。
基本的には同じような御見解をお持ちなんだというのを理解いたしました。

やはり個人の権利、そして、しっかりと安心感を生むような保護体系にしていかなければいけないという観点で次の質問に移りたいと思うんですが、先ほど太田委員も同じような質問をしておりましたので、私からの質問の仕方を少し変えさせていただきますので、先ほど太田委員も質問されたおりました、漏えいが発生した際の委員会への報告、そして、本人への通知の義務化がされる条件について、かなり具体的な表現も使って先ほど答弁されておりましたので、その部分をもう一度お聞かせいただけますでしょうか。

○其田政府参考人 お答え申し上げます。
漏えい報告、それから本人への通知の中身の具体的な内容について御説明申し上げます。

二十二条の二第一項の本文におきまして、個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれがあるものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならぬというふうに定められております。

また、改正後の二十二条の二第二項本文におきまして、前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通

知しなければならぬというふうに定められております。

○浅野委員 ありがとうございます。
もう少し具体的な例も伺いたしたいんですが、この第二十二条の二に定められている個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、報告の義務化の対象となるということがございまして、先ほどその部分についても具体的な例示をされながら御答弁いただいたと思うので、その部分をちよつとお願ひいたします。

○其田政府参考人 その要素につきまして御説明申し上げます。
個人データの性質や漏えいの態様に着目をして、幾つかの要素を検討してまいりたいと思っております。

例えば、要配慮個人情報など、いわゆる機微情報でありますとか、不正アクセスによる漏えい、あるいは、財産的被害が生じるおそれのあるデータの漏えい等、類型に着目したものは、報告の対象としてまいりたいと思っております。また、これらの類型に該当しない場合であっても、一定以上の大規模な漏えいについては報告の対象とすることを予定しております。

このように、複数の観点から類型を定めることで、権利利益を害するおそれが大きい事態については委員会への報告の対象となるようにしてまいりたいと思っております。

○浅野委員 今、幾つか具体的な例示をしていただきました。やはり先ほど大臣もおっしゃっていただいたように、個人の安心感をどう確保していくか、これは非常に大事な要素になっていくと思うんですね。

今伺った内容ですと、例えば、個人情報が本人に与える影響の重大さですか、あるいは故意による漏えいなのか、過失による漏えいなのか、そういった部分でも区別をする余地が残っているというふうに思われますので、そうした要素を十分に配慮をいただながら、できるだけ具体的にわかりやすい、そして、何より消費者が安心できる

ような規則の内容にしていたきたいというふう
に思います。

加えて、やはり一定数以上の規模の場合に義務
が発生するというこの部分が、どうも、この法案
資料を読んでも、一定数以上の漏えいがあった場
合に報告義務化になりますよと書いてありまし
て、この一定数以上という部分がひとり歩きをし
ている、一定数以上じゃないから大丈夫だよみた
いな判断を事業者がしないように、しっかりと周
知も取り組まなければいけないと思うんですね。
そもそも、義務化、初めてされるわけですか
ら、ぜひ消費者保護の観点から、そのあたりは抜
かりなく御対応いただきたいというふうに思っ
ております。

では、続いて、ちょっと先ほど答弁いただいた
部分でもありますが、利用停止などの個人請求権
の行使条件について少し詳しくお話を伺いたい
と思います。

きょうの資料三をごらんいただきたいと思いま
す。

資料三には、今回の法案の第三十条、利用停止
などに関する条文を掲載してございます。赤線の
部分をごらんいただきたいんですが、利用停止を
請求できる条件として、ここに書いてあるのは、
「本人が識別される保有個人データの取扱におそ
り当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそ
れがある場合」というふうに書いてあります。

おそれがある場合には停止請求ができるという
ような読み方ができるわけですが、このおそれと
いう言葉がどの程度の範囲を示しているのか。例
えば、消費者が、この情報ももし漏えいしたら怖
いな、不安だな、漏えいするおそれがあるな、そ
ういうふうには不安に思っただけで請求ができるも
のなのか、それとも、より明確な基準があるの
か、この点について具体的な答弁を求めたいと思
います。

○其田政府参考人 お答え申し上げます。
現行法におきましては、まず、利用停止や消去

の請求ができるのは、個人情報不正取得があつ
た場合等、一定の場合に限定されております。

今回の改正によりまして、現行の要件に加えま
して、利用する必要があるなくなった場合、保有個人
データの重大な漏えいが発生した場合、あるいは
は、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれ
がある場合、たゞいま御紹介いただいたような
ケースについても利用停止、消去又は第三者提供
の停止を請求できることとしております。

その具体的な事例としては、頻りにダイレクト
メールが本人の意思に反して送られてくる場合で
ありますとか、あるいは、情報が漏えいしたと
いったような状況、こういったケースが考えられ
ます。

いずれにしても、今後、消費者や企業の現場の
皆様の意見も伺いながら、ガイドラインなどでわ
かりやすく具体的に示してまいりたいというふう
に思います。

○浅野委員 多分、この条文からでは今おつ
しやったような部分を読み解くのは非常に困難だ
と思いますので、やはりガイドラインとか規則で
具体化していくことが本当に重要だと思いますの
で、よろしくお願ひしたいと思います。

では、続いて、仮名加工情報の関連の質問をさ
せていただきます。

この仮名加工情報というのは今回新たに新設さ
れる概念で、個人情報から一部、個人を特定する
ような要素を抜き取って、例えば氏名を抜き取っ
て、Aさん、Bさん、Cさんというような仮名を
つけて、個人が特定できないように処理をできる
ようなデータ体系のことを指すようにございませ
うが、私もいろいろ事務方の皆さんから説明を受け
て、どうしてもわからなかつたのは、どういうつ
くり方をすれば仮名加工情報というふうになるの
かというのがよくわからないんですね。つまり方が
わからないと、個人情報と匿名加工情報と仮名加
工情報、何種類か今あるんですけども、それぞ
れの見分けがつかなくなってしまうんじゃない
か、そんな懸念があるわけでありまして。

そこで、まずは、仮名加工情報の作成基準、ど
ういう基準に基づいて作成すれば仮名加工情報と
なるのか、その部分を明確にお答えください。

○其田政府参考人 お答え申し上げます。
たゞいま御紹介のございました仮名加工情報に
つきましては、新しく導入された概念でございま
すので、今後、周知、広報も非常に大事だとい
うふうに思っておりますが、その具体的な必要な基
準につきましては、個人情報保護委員会規則で定
めることになっております。

その基準といたしましては、例えば、氏名等の
個人情報に含まれる特定の個人を識別することが
できる記述等を削除すること等をしておりま
す。氏名のほかにも、例えば住所や生年月日な
ど、これらの記述を組み合わせることで個人
が識別される場合には、これらも削除してい
ただく必要があるのではないかと思ひます。

具体的な作成の基準については、また今後作成
するガイドライン等でお示しをしてみたいとい
うふうに思ひます。

○浅野委員 ちよつと正直、今の説明を聞いて
も、匿名加工情報と仮名加工情報というのはどう
違うんだというところが非常にわかりづらいん
です。この議論の中でそこ辺りがわからないとい
うことは、これが施行されて事業者が使う際にも
非常にわかりづらいつらいつらになってしまうん
じゃないかというのを懸念しております。これは、
ぜひ基準が明確になつた時点でもう一回説明し
ていただきたいと思ひます。

ちよつと時間も限られてまいりましたので、次
の質問に移りたいと思ひます。資料五の方をごら
んいただきたいと思ひます。

これは非常に抽象的な絵になるんですけど
も、今、仮名加工情報というのは、加工する前は
個人情報なわけですね。この資料ではもとでテ
タというふうにしてありますが、個人情報から
一部の情報を抜き取ってつくつたものを仮名加工
情報だということに認識をしております。この絵
でいいますと、もとデータも、仮名加工した後の

仮名加工情報も、そして、切り分けた片割れの削
除情報等という部分も、これは全て安全管理措置
の対象になつていくわけでありまして。

ただ、この仮名加工情報は、例えば、削除情報
が何らかの事由で漏えいしてしまった場合であつ
ても、これは利用停止請求の対象外になつていま
すね。

今、やはりサイバーセキュリティの犯罪もふ
えてきております。仮名加工情報が、その後、漏
えいしないとも限らない。漏えいして、この二つ
の情報も同一の事業者に渡つてしまつた場合に
は、技術の進歩によつてこれは復元できる可能性
も十分にあるわけなんですけれども、仮名加工情
報については、削除情報等が例えば漏えいしてし
まつた場合は、利用停止の請求の対象にした方が
いいんじゃないかというふうに思ひますが、こ
ういつた部分に対して、仮名加工情報の取扱ひ、
どうしていく方向性なのか、御答弁いただけま
すでしょうか。

○其田政府参考人 たゞいま委員が御指摘のよう
な削除情報が漏えいした場合ですけれども、これ
は、安全管理措置義務を履行する観点からも、当
該仮名加工情報に含まれるIDなど、そのつなぐ
ものを振り直すことなどによつて、仮名加工情報
を新たに作り直す必要があるのではないかと
いうふうに考えます。つまり、もとの仮名加工情報
を使い続けることはできないのではないかと
いうふうに思ひます。

したがって、仮名加工情報に係る削除情報
が漏えいした場合において、その漏えいが起きた
事業者においては、その仮名加工情報をそのまま
継続して利用することは原則として許容されな
いというふうになります。

なお、仮名加工情報の作成に用いた個人情報
のみが漏えいした場合には、その仮名加工情報及び
削除情報の安全管理措置義務の履行が確保されて
いる限り、必ずしも直ちにそのまま継続して利用
することができないとは限らないというケースも
あるかと思ひます。

いずれにしても、こういったケースも、どういった場合にどのようなことも含めまして、丁寧にガイドラインなどでお示ししていく必要もありませんし、また、それをうまく広報啓発して、企業の方に御理解をいただく、あるいは、消費者の方にも安心していただくということが必要だろうというふうに考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。
ちょっと今の答弁の中で一点確認させてください。

もし削除情報等が漏えいした場合に、仮名加工情報はもう一度つくりかえる必要があるだろう、事業者の中でそういう対応をするだろうというような発言がありました。それは、今後、規則があるいはガイドラインで定められる予定というのはあるんでしょうか。

○其田政府参考人 たいだいま御指摘いただきましたようなことは、安全管理措置義務の一環として、ガイドラインなどで記載していくことと思っております。

○浅野委員 ありがとうございます。

もう一、二問、仮名加工情報についてお伺いしたいと思えます。

今回、仮名加工情報は、第三者提供を規制しております。基本的に第三者提供ができないような取扱いが規定されているわけですが、例えば、今のようなコロナ感染症が蔓延して、一刻も早く治療データを集めて、新しい治療法ですとか適切な治療方法を見つけ出さなければいけない、こういった場合に、患者さんの匿名性は確保しながら、こういった仮名加工データを活用しながら、より早く、迅速に解決策を模索する、そういう動きがこれから医療業界やいろいろな分野で出てくるのが想定されております。

情報通信技術を用いてこういう社会全般をよりよくしていくというふうな考えたときに、こういう仮名加工情報をせつかくつくるのであれば、そういう活用の幅を広げて、より安全に、より効果的にこういうデータを使うという考え方もあつ

たのではないかと思うんですが、今回、なぜ第三者提供を規制するに至ったのか、その部分について御説明をいただきたいと思えます。

○其田政府参考人 お答え申し上げます。

仮名加工情報の第三者提供につきましては、それを取得した悪意のある者が特定の個人を識別するおそれがあるということの懸念がございます。

また、漏えい発生時におけるリスクの低下を図るために個人を識別できないようにしているにもかかわらず、第三者提供について本人に関与させるためには、あえて加工前の個人情報を復元するといったような、リスクが高まる点もござい

ます。そういったことから、仮名加工情報それ自体の第三者提供を禁止してございます。

なお、仮名加工情報を作成した事業者におきましては、一般的に、当該仮名加工情報の作成に用いた個人情報自体は保有しておると思っております。現行法にありましますように、それを普通の個人データとして、本人の同意を得て第三者に提供することは可能になっております。

○浅野委員 ありがとうございます。

やはりさまざまなリスクがあるということ、この法律を考えていらつしやる皆様自身が、データがどう扱われるか、もしものときに思いが至つて、まだまだこういう情報を安心して幅広く活用できる環境が整っていないということのあらわれでもあると思うんですよ。

冒頭、大臣と議論させていただいたように、やはりこの個人情報保護法の設計というのはもともと改善する余地があるし、そうすることで、更にデータ活用の幅が広がる余地もあると思っております。仮名化情報は、新しい概念ではあつて、まだまだ粗削りではあるものの、これからのリサエティーフ・オ・データ駆動型社会と

言っているわけですから、もっと活躍の幅を広げていってほしいんじゃないかと思えますので、ぜひ、今後、継続的な検討をお願いしたいと思えます。最後に、大臣にお伺いしたいと思います。

ちよつと何問か質問を飛ばすことになりましたが、やはり、今、きょうの議論を通してわかつたのは、報告や本人通知の義務化の基準、そして、この仮名化情報一つとっても、その作成方法や管理方法に対する基準というのがまだまだこれから決まっていく要素が多くて、これは、実際、施行されるまで二年あるそうですけれども、しっかりとそこで周知できるかどうか、まだまだ懸念が残っています。

ですから、ぜひ施行後も継続的な実態把握をしていただいて、個人情報保護委員会は、上がつてきた漏えい報告だけを見るんじゃなくて、しっかりと能動的に実態把握に努めて、それを継続していただきたいというふうに思っています。大臣からの答弁を求めたいと思えます。

○衛藤国務大臣 各国ともに、通信情報技術の進展、特にアメリカなんかは、こういういろいろなものを逆に技術が引つ張つてきて、行政の方は後追いでやっていくとか、それから、ヨーロッパの方では、個人情報保護が前面に立つて非常にしっかりしているとか、あるいは、いろいろな国において、国家がこれを管理するようになる形にいつているとか、いろいろな違いがあると思えます。

しかし、委員御指摘のように、我が国は、この技術の進歩と個人情報の保護という、有用性と利活用も、両方をやはり成り立たせるような形で、常に極めて細心の注意が必要だといふぐあいに思っています。

そういう意味では、私も、まだまだ報告されていらない事案がないかを把握しながら、法律に基づき義務の履行を促す点で、情報漏えい等についてはやはり的確に監視を続けたいかなければいけないと思っております。個人情報保護委員会においては、外部から寄せられる情報やオンライン情報等のモニタリングなど、日常的な監視活動にしっかりと取り組んで、そして、引き続き、重大な事案を見逃すことのないように、そして、有用性と利活用、両立がちゃんとできるようにやっています。それが日本における大きな課題だといふように

思っておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○浅野委員 ありがとうございます。

以上で終わります。

○松本委員長 次に、柚木道義君。

○柚木委員 立国社会派の柚木道義です。

質疑時間は二十分しかありませんので、早速、法案質疑の前に、通告しております。つい先ほど、速報によれば十時三十一分、黒川東京高検事務長辭職が閣議で了承された。これは何なんですか、一体、しかも戒告。(発言する者あり)訓告か。

訓告って、これは訓告じゃなくて免職でしょう、本来、何なんですか、この処分。国民をばかにしているんですか。なぜ訓告なのか。この身内に甘過ぎる処分の妥当でない点、まず伺います。人事院の懲戒処分の指針によれば、こうあります。賭博。「賭博をした職員は、減給又は戒告とする。」しかも、黒川さんの場合は、新聞社の調査報道、今回出ていますが、それも含めて常習犯じゃないですか。「常習として賭博をした職員は、停職」ですよ。最低、減給又は戒告。これは、停職にもなつて当然の報告が出ています。

人事院に聞きますけれども、訓告の場合は、私も確認して見ますけれども、国家公務員退職手当法によれば、退職金、減給されるんですか。お答えください。

○合田政府参考人 お答えいたします。

退職手当の取扱いにつきましては、内閣人事局の方の所管でございますが、一般に、訓告の場合には特段の条項はないというふうには承知しております。

○柚木委員 満額支給されるじゃないですか。退職金、幾ら出るんですか。

私も、この退職手当の試算の基準に従つて試算してみました。退職日の俸給月額掛ける退職理由として勤続年数支給割合プラス調整額。これは、少なく見積もつても六千六百八十六万円、約七千万円ですよ。